

2022年1月 No.106

この号に掲載されている記事

中国

「M&A の買主候補が中国企業である場合の留意点  
-中国の対外投資規制の概要と対処」

(鹿 はせる)

ベトナム

「電子商取引に関する規制の改正」

(澤山 啓伍)

Truong Thi Thu Hoai)

フィリピン

「小売自由化法を改正する法律の成立 - 外資規制  
の大幅緩和」

(坂下 大)

中国

## M&amp;A の買主候補が中国企業である場合の留意点-中国の対外投資規制の概要と対処

近時、M&A では中国系企業が買主候補として登場することが増えているが、中国国内の対外投資規制との関連で、取引のクローリングの遅延や、実行できないリスクが問題となることがある。日本側の売主は、買主側から「中国法令上の要請」と言われると、それ以上は追及しないことも多いが、実際にどのような規制があり、どのような対応が求められるかを知っておくことは、買主候補である中国企業と交渉し、取引完了までの日程を確定する上で有益と思われる、簡単に概観した上で、典型問題の対処について検討する。

## 1. 中国企業の対外投資規制の概観

海外企業の買収を含め、中国企業が対外投資を行うには、大まかに、①発展改革委員会に対する事前届出又は許可、②商務部門に対する事前届出又は許可、③外貨管理局に対する外貨登記が必要となる。そのうち、①と②が「対外投資して良いかどうか」の許認可であり、根拠法令及び提出先が異なるだけで、申請内容はほぼ共通している<sup>1</sup>。③は、認められた対外投資について、投資に必要な外貨を使うための手続と理解して良い。

前提として、規制が及ぼされる対外投資は、海外企業の買収に限られない。根拠法令上、対外投資は海外の不動産の取得、海外企業・資産の所有権・経営管理権を取得すること、海外での企業の設立、増資、契約・信託方式により海外企業及び資産を支配すること等、幅広い定義が設けられている<sup>2</sup>。

次に、①及び②の手続において、届出か許可のいずれかが必要かを分けるのは、申請された対外投資の「センシティブさ」による。センシティブさ(敏感度)は、中国投資関連のキーワードであるが、対外投資においては(a)投資先のセンシティブさと(b)投資産業のセンシティブさに分けられる。(a)については中国と国交がない国、戦争内乱が起きている国、(b)については武器製造関連産業、水資源開発利用作業、マスメディア産業が例示列挙されて

<sup>1</sup> 根拠法令は①発展改革委員会管轄の企業境外投資管理弁法(2018)と②商務部管轄の境外投資管理弁法(2014)である。規制内容はほぼ共通しているが、後に成立した企業境外投資管理弁法がより引用されることが多く、本稿でも以降法令の引用は企業境外投資管理弁法に依拠する。但し、①、②いずれの許認可も取得が必要であり、順番の先後もない。なお、①、②は対外投資に関する一般的な規定であるが、その他に投資先の産業に応じた規制(例えば、自動車産業投資管理規定(2018))や、投資元の企業に応じた規定(例えば、中央企業境外投資監督管理弁法(2017))等があり、複雑な規制が置かれている。

<sup>2</sup> 企業境外投資管理弁法2条

いるが、いずれも当局が追加修正できる建付となっている<sup>3</sup>。センシティブであるとみとめられる国又は産業への投資は事前許可が必要であり、そうでない国又は産業への投資は事前届出で済む<sup>4</sup>。以下では①及び②の事前届出及び許可をまとめて、対外投資許認可という。

対外投資を行う企業は、対外投資許認可を取得してから、管轄の外貨管理局において当該投資資金の資金源及び用途等に関する説明を行い、「国外直接投資外貨登記」を行う。企業は、①、②の許認可の取得証明及び外貨登記証をもって、初めて銀行で投資用の海外送金を行うことができる<sup>5</sup>（中国は概して、お金を国外に出すことに対しては厳しく、外貨送金については逐一目的の適切性及び支出の真実性をチェックする制度が設けられている。）。

## 2. 実務上の典型問題

### (1) 対外投資許認可の申請時点及び有効期限

M&Aの買主（候補）が中国企業である場合、まず問題となりやすいのは、契約を締結しても、買主の対外投資許認可が無事取得できるか、いつ取得できるかがどうか分からない、取得できても、期限内にクローリングしないと、同許認可の有効期限が切れる、という点である。

これらの問題について、確かに、原則上対外投資許認可は「法的拘束力のある契約又は類似する書面」を締結後に申請することとなり（契約等を申請の添付書類として提出する必要がある。）、また許認可の有効期限は2年とされている。しかし、実際には発展改革委員会によれば「法的拘束力のある契約の提出が困難であり、そのことに関する合理的かつ十分の説明」があれば必ずしも提出が必要ないとされている<sup>6</sup>。また、「法的拘束力のある契約又は類似する書面」は必ずしもいわゆる最終契約（DA）ではなく、法的拘束力のあるLOIでも認められる。許認可の有効期限も原則2年とされているものの、延長できることとなっている<sup>7</sup>。したがって、買主がこれらの許認可を理由にクローリングを遅らせる、拒む等した場合は、まず先方にそれらが法令上本当に回避できないか、確認検討を求めるべきであろう。

### (2) 価格調整問題

次に問題となりやすいのは、買主から対外投資許認可の関係上、一度決めた取引価格を事後的に変更することができないため、価格調整を行うことができないと主張される点である。

この問題についても、まず正確に法令上の要請を確認する必要がある。確かに対外投資許認可の申請書には「対外投資額」を記載する欄があり、そこで一旦記載した投資を事後的に変更する（特に増額）ことは、変更申請が必要で煩雑となる可能性がある。しかし、発展改革委員会によれば、「投資額」は「形式より実質」を重視して当局に説明すべきとされており、かつ投資額はプロジェクト毎に計算されるので、例えば中国企業A社による日本企業B社の株式取得の場合は、株式取得価額だけでなく、その後A社がB社に供与するインターカンパニーローンやライセンスする知的財産権等の価値も含めて計算する必要がある<sup>8</sup>。投資プロジェクト毎に、いくらの価値が国から出て行くかを審査するのが立法趣旨であり、株式の価格調整だけの問題ではないはずである。

したがって、取引の価格調整も、本来買主が「投資額」の記載方法について、投資額のレンジや上限額を設ける等工夫して当局に説明することによって解決をはかるべき問題であり、一概にできないという問題ではない。

<sup>3</sup> 企業境外投資管理弁法 13 条。なお事前許可が必要となるセンシティブな投資産業は国家発展改革委員会が目録を公布・更新しており、現行の目録では不動産、ホテル業、スポーツクラブ産業、娯楽産業等が掲載されている。安全保障上させてセンシティブに見えないこれらの産業が制限されている理由は、中国当局から見て、これらの産業に対する国外投資は、国内資産の海外移転手段として使われやすいと思われるためである。

<sup>4</sup> 企業境外投資管理弁法 6 条

<sup>5</sup> 具体的には「境内機構境外直接投資外貨管理規定」（2009）参照。

<sup>6</sup> 境外投資許可届出に関する問題及び解答（「対外投資 QA」

[http://jwzt.ndrc.gov.cn/jwzt/newsHeader/selectBodyByIdNew?id=\\_n3hGUAGUEeyi06voYQMjzw](http://jwzt.ndrc.gov.cn/jwzt/newsHeader/selectBodyByIdNew?id=_n3hGUAGUEeyi06voYQMjzw)）85 番

<sup>7</sup> 企業境外投資管理弁法 35 条

<sup>8</sup> 対外投資 QA78 番

### (3) 取引の不確実性への対処

上記で触れたように、買主の中国企業から提示されやすい対外投資許認可の問題は、法令上解決策が用意されていないわけではなく、交渉によって先方に確認検討を求め、予め当局と交渉させることで出口を見いだせることも多い。もっとも、審査当局の実際の対応が予測しづらく、地方や担当者によっては硬直的な対応が行われ、クロージングが遅延又は実行できないリスクがあることも事実である<sup>9</sup>。

売主である日本企業からすれば、対外投資許認可取得のリスクは、競争法審査と同様、買主が負うべきリスクと整理して、買主に許認可を取得する（最大限の）努力義務を課した上で、取得できないことで取引がクロージングできない場合の対処としては、いわゆる Reverse Termination Fee（「RTF」）の取決めを置き、売主が買主に一定の費用を請求できることとすることが一次的な対処法として考えられる。

しかし、RTFの場合、一般的にはクロージングができないことが判明してから請求する必要があり、その時点では買主としても取引ができない以上、自らの帰責性はないとして、非協力的な姿勢をとる可能性が高い。契約上請求可能であったとしても、実際に訴訟・仲裁等を提起し、国境をまたいで請求することは実務上相応の期間・費用がかかることから、より直截的な手段として、LOI 又は DA 締結のタイミングで、予め買主から一定額の手付金（deposit）を徴収し、買主の帰責によりクロージングできない場合に売主が没収可能としておくことが考えられる。中国企業は、国内取引においても手付金を支払う実務が成立していることから、手付金の提案には理解を示すことが多い（むしろ手付金の支払いを頑なに拒む場合には、クロージングの誠意も疑われるので、きちんと理由を確認する必要がある。）。買主に許認可取得のインセンティブを与えるよう、手続の進捗及び期限に応じて、段階的に手付金を増減させるアレンジメントも考えられ、金額の設定次第では取引の不確実性を十分にカバーできる。その他、買主に対して、銀行名義の支払金額の保管証明の提出を求めることも考えられる。

また、中国企業と取引する際には、買主となるエンティティと支払のエンティティを細かく区別し、確認する必要がある。一定規模の中国企業は、厳重な規制を回避して海外との取引が容易になるよう、香港、マカオ、シンガポール等にエンティティを保有していることが多い。エンティティが中国本土にあるか、香港、マカオにあるか、シンガポール等の第三国にあるかで、対外投資に及ぶ規制が異なり、例えば香港所在のエンティティからの外貨支払いには、上記③の外貨登記が不要になることから、取引対価に先立ち、手付金を香港エンティティから支払ってもらうことが実務上考えられる。

#### [執筆者]



**鹿 はせる**（長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー）

haseru\_roku@noandt.com

2006年東京大学法学部卒業。2008年東京大学法科大学院修了。2017年コロンビア大学ロースクール卒業（LL.M.）。2018年から2019年まで中国大手法律事務所の中倫法律事務所（北京）に駐在。M&A等のコーポレート業務、競争法業務の他、日系企業の中華圏関連法務全般及び中華圏企業の対日投資に関する法務サポートを行なっている。

<sup>9</sup> 但し、許認可を取得できないことが、クロージングの遅延・拒否の口実として使われることもあるので、売主としては、このように買主から言われた場合であっても、どの根拠法令に基づき、当局とどのような交渉、検討が行われたかを確認し、場合によっては買主カウンスルの法律事務所から法令上の問題点と解決方法について意見を取得すること、売主が自らカウンスルを通じて当局に確認することといった手段を講じることが考えられる。

## ベトナム

## 電子商取引に関する規制の改正

近年、ベトナムの電子商取引市場は急激に拡大している。これに伴うトラブルの予防、国家管理を目的として、ベトナム政府は、2021年9月25日付政令第85/2021/NĐ-CP号（以下「政令第85号」という。）を公布した。これは、電子商取引事業に関する規制を定める政令第52/2013/NĐ-CP号の一部を改正するものであり、2022年1月1日に施行された。

ベトナムの電子商取引市場については、日系企業のベトナム子会社による事業開始・拡大や、日本からのベトナム向け販売に関するご相談も多くお受けしている。そこで、本稿では、政令第85号により改正された点も含め、ベトナムで、又はベトナム向けに電子商取引事業を行う外国事業者として注目すべきベトナムの規制について紹介する。

## 1. ベトナム現地企業が電子商取引事業を行う場合の規制

日本企業を含む外国企業が、ベトナム国内の子会社を通じて電子商取引事業を行う場合、政令第85号による改正後の政令第52号（以下「改正後政令第52号」という。）による電子商取引に対する規制を遵守する必要がある。その概要を簡単にまとめると、以下のとおりである。

| 電子商取引の形態による分類  | 規制の概要   |
|--|---|
| <pre> graph TD     A[電子商取引 ※1.] --- B[自社電子商取引ウェブサイト ※2.]     A --- C[電子商取引サービス ※3.]     C --- D[電子商取引トレーディングフロア ※4.]     C --- E[オンラインオークションサイト]     C --- F[オンラインプロモーションサイト] </pre> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン注文機能がある場合は、商工省に対する電子商取引ウェブサイト開設通知手続が必要 ※5</li> <li>・ 販売する商品・サービスの内容に応じ、小売等のビジネスラインの登録及びトレーディングライセンスの取得が必要</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子商取引サービス提供トレーディングライセンスの取得が必要 ※6</li> <li>・ 電子商取引サイトの登録手続の実施も必要 ※7</li> </ul> |

上の表のうち、電子商取引の分類についての注釈は以下のとおりである。

- ※1 「電子商取引」とは、インターネット、移動体通信ネットワーク又はその他のオープンネットワークに接続する電子手段による商業活動のプロセスの全部又は一部を行うことであると定義されている（改正後政令第52号第3条第1項）。
- ※2 「自社電子商取引ウェブサイト」は、ある商人、組織又は個人が、商品販売電子商取引サイト（「Website thương mại điện tử bán hàng」）を設け、それを介して自らの商品又はサービスを販売し、提供する事業形態である。
- ※3 「電子商取引サービス」は、ある商人、組織又は個人が、電子商取引サービス提供サイト（「Website cung

cấp dịch vụ thương mại điện tử]) を設け、その他の商人、組織又は個人に対し、商業促進、商品販売又はサービス提供を行う環境を提供するサービスである（改正後政令第 52 号第 3 条第 16 項）。なお、政令第 85 号による改正で、「電子商取引サービス」提供者は、当該サイトの経営、管理、運営を直接行う者を意味し、サイトの設定又は作成のみを行う者（システム開発者）は、これに該当しないことが明示された（同項）。

- ※4 電子商取引トレーディングフロアは、ベトナムで最も多く利用されている電子商取引サイトの形態であり、以下のような類型のものがこれに含まれるとされている。
- サイト使用者がそこで商品・サービスの掲示又は紹介を行うことができるもの
  - サイト使用者がアカウントを作成し、顧客との契約締結を行うことができるもの
  - サイト使用者が商品・サービスの売買ができるもの、等

政令第 85 号では、ソーシャルネットワークであっても、上記のいずれの活動を行うことができる場合には、電子商取引トレーディングフロアに該当することが明示されている。これは、ベトナムでは Facebook 等の SNS を使った電子商取引が頻繁に行われているため、それらも規制の対象となることを明示したものと考えられ、政令第 85 号に関する報道等ではこの点が注目されているが、この点は、実際には以前から電子商取引サイトの管理に関する通達第 47/2014/TT-BCT 号（以下「通達第 47 号」という。）でも定められていたものである。

次に、上の表のうち、電子商取引の形態毎に適用される規制についての注釈は以下のとおりである。

- ※5 政令第 85 号による改正前は、自社電子商取引ウェブサイト事業を行う全てのサイトについて、商工省への通知が必要とされていたが、同改正により、オンライン注文機能があるもののみ同通知が必要となった。
- ※6 電子商取引サービス事業の提供は、外国投資家に対する市場アクセス条件付きのビジネスラインに含まれており、電子商取引サービス提供トレーディングライセンスの取得義務は、外資企業のみ適用される。
- ※7 電子商取引サイトの登録手続は、※5 の電子商取引ウェブサイト開設通知手続よりも提出書類が多く、所要時間も長い複雑なものである。これは、サイト運営者が売主として責任を取る自社電子商取引ウェブサイトと比べて、多数の売主が存在する電子商取引トレーディングフロア等では、偽物が混じるなど責任の所在が不明確になってトラブルが多くなりがちのため、それだけ厳しい規制を課しているものと思われる。

なお、政令第 85 号では、商工省が発表するベトナムの電子商取引サービス市場の主要 5 企業（どれがその 5 企業に該当するかはまだ発表されていない。）のうち 1 つ以上の企業を支配する外国投資家に関する規定を新たに導入した。これにより、外国投資家がこれら 5 企業のいずれかの支配権を獲得しようとする場合（50%超の株式を取得する場合など）には、公安省による国家安全についての審査を経る必要があることになる。

## 2 ベトナム国外からのベトナム向け電子商取引サービスの提供に関する規制

以上はベトナム現地法人が電子取引事業を行う場合の規制であったが、電子取引事業を行う場合、ベトナム国外でサイトを開設し、ベトナム向けの電子取引事業を行うことも事実上は可能であり、実際多くの取引が行われている。この点につき、政令第 85 号による改正により、規制の対象となる「ベトナムにおける電子商取引サービスを提供するサイトを有する外国商人または組織」の範囲が拡張された。すなわち、改正前の政令第 52 号では、ベトナムに拠点を持たない外国企業であっても、ベトナムのドメインネームの電子商取引サイトを運営する企業については、ベトナムで電子商取引事業を行っていることとみなすとしていたところ、政令第 85 号による改正により、これに加えて、以下の 2 種類のサイトについても、ベトナムにおける電子商取引サービスを提供するサイトとみなすとしている。

- ① ベトナム語での表示がある電子商取引サイト
- ② ベトナムからの取引が年 10 万件を超える電子商取引サイト

②について、取引数は、企業・組織が自ら報告するデータ、管轄機関のデータ又は管轄機関が信頼性を証明できる既存の報告及び情報から計算されるものとされている。

これらのサイトを運営する企業は、以下の規制の対象となる。

- ・ ベトナム法令に従って EC サイトの登録等電子商取引事業の登録を行う必要がある。
- ・ ベトナム国内に駐在員事務所を設立するか、ベトナムにおける自己の代表者を指定する必要がある。
- ・ ベトナム法令に違反する取引を防止するためベトナム政府機関と協力すること、ベトナム法令に従って消費者保護、製品の品質に関する義務を負うこと、法令に定められた定期的な事業状況の報告を行うこと。

### 3 ベトナムの電子商取引トレーディングフロアでの外国からの商品・サービスの提供

外国企業がオンラインで商品・サービスを国外からベトナムへ販売する手法としては、自らベトナム向けの電子商取引サイトを運営する以外に、他社の電子商取引トレーディングフロアを利用して、オンラインで商品・サービスを国外からベトナムへ販売することも考えられる。この場合、外国事業者が使用しているトレーディングフロアの運営者は、当該外国事業者の身元を確認することを義務づけられており、また、次のいずれかの手法を採る必要があるとされており、外国事業者としてはこれに応じる必要がある。

- ・ 外国事業者に対し、ベトナムにおける拠点を持たない商人としての輸出権・輸入権をベトナム法令に従って行使するように要求する。
- ・ 消費者の委託に応じて商品の輸入を行う。
- ・ 外国事業者に対しベトナム国内での代理人を指定するよう要求する。

以上のとおり、ベトナム現地法人が電子商取引事業を行う場合のみならず、日本企業がベトナム向けに電子商取引サイトの運営又は他社のサイトを通じて商品の販売を行う場合でも、ベトナム法の規制の対象となる場合があるため注意が必要である。本稿では規制の概要について簡単に説明したが、記載した以外の細かな規制や実務上の取り扱いについては、事案により異なりうるため、ご懸念があれば個別にご相談いただきたい。

#### [執筆者]



**澤山 啓伍**（長島・大野・常松法律事務所 Nagashima Ohno & Tsunematsu Hanoi Branch 弁護士 パートナー）

keigo\_sawayama@noandt.com

ハノイ・オフィス代表。2005年の入所来 M&A、PFI、不動産案件等の経験を積み、2011年からベトナム・ハノイにて企業法務に従事。近時はベトナムを中心とする東南アジア各国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う労務・法務などに関してアドバイスを行っている。



**Hoai Truong**（Nagashima Ohno & Tsunematsu Hanoi Branch 弁護士）

hoai\_truong@noandt.com

2013年 Hanoi Law University 及び名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ）卒業後、2019年に名古屋大学大学院法学研究科にて法学博士号を取得。翌年ベトナム弁護士資格を取得し、長島・大野・常松法律事務所ハノイオフィスに入所。日越双方の法律に関する知識を活かして、ベトナムで事業活動を行う日本企業へのベトナム法のアドバイスを行っている。

## フィリピン

## 小売自由化法を改正する法律の成立 – 外資規制の大幅緩和

NO&T Asia Legal Update [第 94 号 \(2021 年 1 月\)](#) 及び [第 100 号 \(2021 年 7 月\)](#) において、フィリピンにおける小売自由化法 (the Retail Trade Liberalization Act of 2000) の改正動向を紹介した。小売業における外資規制を大幅に緩和する方向での改正法案の国会審議が当時最終段階を迎えつつあったところであるが、その後両院協議会における同改正法案の最終案作成、同年 9 月の上院、下院での最終承認を経て、12 月 10 日にドゥテルテ大統領による署名がなされ、ついに小売自由化法を改正する法律 (共和国法 11595 号。以下「改正法」という。) が成立するに至った。

フィリピンでは長らく小売業への外資参入が完全に禁止されており、2000 年に施行された小売自由化法の下でも比較的厳しい外資規制が設けられていたため、小売業への参入を検討しつつもこれを見送ったり、フランチャイズやライセンス等の他の手法を模索したりする外国投資家の例も見られたところである。今般の改正によって、外資参入時に求められる資本金や投資額の水準が引き下げられ、また既にフィリピン国外で小売業の実績のある大規模な事業者でないと充足が困難であった各種要件が撤廃される等、これまでの高い参入障壁が大幅に緩和されることから、外国投資家にとってはフィリピン小売業への投資を改めて検討する契機になり得ると思われる。そこで以下では、改正法による小売自由化法的主要改正ポイントを紹介する。なお、改正前の内容や、上院法案 (1840 号) の内容が改正法でも維持されている箇所は既に前稿でも紹介済みであるが、一覽性の観点から重複を厭わず本稿でも改めて記載している。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <b>1. 払込資本金要件</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 払込資本金額が 250 万米ドル (約 2 億 9,000 万円) 未満の小売業は、外資による出資は一切不可。</li> <li>● 払込資本金額が 250 万米ドル以上であれば外資出資比率の制限はない。</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外資出資が可能となる左記の払込資本金額の基準値を 2,500 万ペソ (約 5,700 万円) に引下げ。</li> <li>● 所管当局は 3 年毎にこの払込資本金の要件について検討し、国会に提言を行う。</li> </ul>  |
| <b>2. 投資額要件</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外資出資の場合、ハイエンド品等に特化する場合を除き、各店舗につき 83 万米ドル (約 9,600 万円) の投資額 (簡単にいうと建物や在庫等を含む有形無形の資産の額) が必要。</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外資出資の場合に必要なとされる店舗あたり投資額を 1,000 万ペソ (約 2,300 万円) に引下げ。</li> </ul>  |
| <b>3. 株式公開義務</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外資出資比率が 80% を超える小売業者は、事業開始から (事業開始後に外資出資比率が 80% を超えた場合は当該超過時からと解される。) 8 年以内に、その株式の 30% 以上をフィリピン国内市場において公開しなければならない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記義務は撤廃。</li> </ul>   |
| <b>4. フィリピン人の優先雇用</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規定なし。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外資の出資を受けた小売事業者による外国人の雇用にあたっては、雇用法の定める、当該職務について適任、有能で働く意思のあるフィリピン人が不存在であることを事前に確認すべき旨の規定が、憲法の定めるフィリピン人労働力優先のポリシーを十分に踏まえて遵守されなければならない。</li> <li>● (補足説明) 上記雇用法の制度の下、フィリピンにおける外国人の就労に必要な当局の雇用許可</li> </ul> |

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
|   | は、事前に当該外国人が就任予定の職務の詳細を公告し、一定期間内に異議申立てがなされなかったことの確認等（いわゆる労働市場テスト）を経て発行される。上記改正内容は、このようなフィリピン人の優先雇用の原則が小売業においてもなお妥当することを確信的に規定したものと解される。 |
| <b>5. 外国投資家に求められる要件</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小売業に参入する外国投資家は、以下の要件を充足する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 純資産 2 億米ドル（約 230 億円）以上（ハイエンド品等に特化する者の場合は 5,000 万米ドル以上）。</li> <li>✓ フィリピン国外において 5 つ以上の店舗又はフランチャイズを有するか、2,500 万米ドル以上の資本を有する店舗を 1 つ以上有する。</li> <li>✓ 5 年以上の小売業の実績。</li> <li>✓ フィリピン国民が小売業を行うことを認めている国から投資を行う者である（いわゆる相互主義）。</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相互主義の点を除いて、左記の要件は全て撤廃。</li> </ul>   |
| <b>6. 国内調達</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正直前時点で効力を有する関連義務規定はなし。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外資の出資を受けた小売事業者は、フィリピン産の在庫を保有することが推奨される。</li> </ul>  |

改正法は、官報等で公表されてから 15 日後に発効する。2022 年 1 月 6 日付で官報のオンライン版にこれがアップロードされていることから、同年 1 月 21 日には発効することになると思われる。もっとも、改正法において、所管当局は同法の承認から 90 日以内にその施行規則を制定すべきことが定められているが、本稿執筆時点において当該施行規則は少なくとも公表はされていない。既存の施行規則では、改正前の法律の内容を前提に、外国投資家として満たすべき要件の確認手続、当局への年次の報告等を含む細則が定められているところ、施行規則についても改正法の内容を前提とした改正又は新規の制定がなされることが想定される。かかる施行規則の改正等の状況にも引き続き注視する必要がある。

[執筆者]



**坂下 大**（長島・大野・常松法律事務所 Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP 弁護士 パートナー）

yutaka\_sakashita@noandt.com

2007 年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたる M&A、事業再生案件等に従事。2015 年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国における M&A その他種々の企業法務に関するアドバイスを行っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## 長島・大野・常松 法律事務所

[www.noandt.com](http://www.noandt.com)

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: [info@noandt.com](mailto:info@noandt.com)



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ~アジア最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、  
<[https://www.noandt.com/newsletters/nl\\_asia\\_legal\\_update/](https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/)>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[newsletter-asia@noandt.com](mailto:newsletter-asia@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。